

地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針
(関連部分抜粋)

平成 26 年 9 月 12 日告示
平成 28 年 12 月 26 日一部改正

第 1 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項

【意義】

- 団塊の世代が全て 75 歳以上となる 2025 年を見据え、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことは喫緊の課題。
- 利用者の視点に立って切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築し、自立と尊厳を支えるケアを実現していく。

【医療及び介護の総合的な確保に関する基本的な考え方】

1 基本的な方向性

(1) 効率的で質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築

- ・ **病床機能の分化及び連携**
- ・ **居宅等で容体が急変した場合の緊急患者の受入れ体制の確保**

(2) 地域の創意工夫を活かせる仕組み

- ・ 医療・介護の提供体制整備を、**住宅や居住施策との連携**も踏まえつつ、「まちづくり」の一環として位置付けていく視点が重要

(3) 質の高い医療・介護人材の確保と多職種連携の推進

- ・ 医療と介護の連携を深めるためには、両分野に精通した人材が必要であり、**連携の核となる人材育成**、多職種が連携して取り組む環境づくりが重要

(4) 限りある資源の効率的かつ効果的な活用

- ・ 国民自ら、疾病予防、**介護予防に積極的に取り組むこと**

(5) 情報通信技術（ICT）の活用

- ・ **医療・介護サービス利用者も含めた関係者間での適時適切な情報共有**が不可欠。**ICTの活用は有効な手段。**

2 行政並びに医療・介護サービス提供者等及び利用者を含む地域住民の役割

(1) 行政の役割

- ・ 市町村は、**在宅医療・介護の提供や連携体制の整備、高齢者の居住施策との連携、介護予防及び自立した日常生活の支援を行うための体制整備**を進めていくこと、また、**国民に対して、在宅医療等の理解を深めてもらえるよう、適時適切な情報提供、及びわかりやすく丁寧な説明**を行うことが必要。

(2) サービス提供者等の役割

- ・ サービス提供者等は、利用者の視点に立って、**入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の場面に応じて切れ目のない医療及び介護の提供体制を確保**し、良質な医療・介護サービスを提供することが重要。
- ・ **サービス提供者等の間で、利用者に関する情報や地域の社会資源に関する情報を共有していく仕組みの構築及び活用**を図り、サービス利用者には在宅医療等について理解を深めてもらえるよう適時適切な情報提供を行うことが重要。

第2 都道府県計画、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保に関する事項

【医療計画基本方針及び介護保険事業計画基本指針の整合性の確保等】

- ・ これまでは、**医療提供体制は都道府県が、介護提供体制は主として市町村が計画を作成**してきた。今後は、**医療計画と市町村介護保険事業計画**及び都道府県介護保険事業支援計画の**整合性を確保**することが必要。

【都道府県計画、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保等】

- ・ **医療計画、市町村介護保険事業計画**及び都道府県介護保険事業支援計画については、**平成30年度以降、計画作成・見直しのサイクルが一致**。

1 計画の一体的な作成体制の整備

- ・ **都道府県や市町村における計画作成**において、**関係者による協議の場を設置**し、より緊密な連携が図られるような体制整備を図っていくことが重要

2 計画の作成区域の整合性の確保

- ・ 医療計画で定める二次医療圏と、都道府県介護保険事業支援計画で定める老人福祉圏域を、可能な限り一致させるよう、努める必要がある。

3 基礎データ、サービス必要量等の推計における整合性の確保

- ・ 市町村が市町村介護保険事業計画において掲げる**介護の整備目標**と、都道府県が医療計画において掲げる**在宅医療の整備目標**とを**整合的なもの**とし、医療・介護の提供体制を整備していく必要がある。

第3 都道府県計画及び市町村計画の作成並びにこれらの整合性の確保に関する基本的な事項

(略)

第4 公正性及び透明性の確保その他基金を充てて実施する都道府県事業に関する基本的な事項

(中略)

2 基金を充てて実施する事業の範囲

- (1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- (2) 居宅等における医療の提供に関する事業

- ・ **在宅医療に取り組む人材の確保及び育成を推進**する観点から、**医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーション関係職種等に対する研修等を実施**することが必要。利用者にとってわかりやすく総合的な支援が行われる体制を確保するためには、**医療従事者、医療ソーシャルワーカー、介護支援専門員等に対する医療及び介護の連携を図るための研修や知識の普及等**が重要であることを踏まえ、これらを実施する事業に基金を活用していく必要がある。

- (3) 介護施設等の整備に関する事業
- (4) 医療従事者の確保に関する事業
- (5) 介護従事者の確保に関する事業